



遺産にはどのようなものがあるか

遺産の範囲・10

1 損害賠償債権について前稿で申し上げました。損害賠償債権のみならず、貸金債権・預金債権その他債権など権利一般が相続財産（遺産）として相続されます。この場合、遺産分割前の権利はどのように考えられるのでしょうか。共有に属するとするのが判例です。したがって、可分の（分けることができる）ものは各相続人が自己の持分すなわち法定相続分に応じて独自で権利行使できるとされます。例えば、預金債権でしたら、遺産分割前、共有状態の場合は、各相続人が自己の持分＝法定相続分に応じて払い戻せと請求できるというのはここにあります。

2 株式

株式は可分でしょうか。数量的には割り切れ（例えば、0.3333株を残さず）整数で分割できるとしても、株券との関係で法定相続分で分割されるのではなく、共有として株主としての権利を個別には行使できるとは考えられないようです（今後株券がなくなり電子化された場合まではここでは申し上げます）。したがって、相続財産である株式は相続人全員に共同で帰属し、株式としては法定相続分に応じた持分（共有持分）が取消されるに過ぎないとされます。

3 出資金

例えば、農協に対する出資金その他組合や団体に対する出資金は、民法上は可分ですから、当然に相続人の法定相続分に応じて分割されたものとされます。ただし、当該団体に関する法律や組合の規約に拘束されることはあり得ます。また、出資金の帰属と団体の構成員（例えば組合員）としての地位とは別です。組合員としての地位は分割できません。その結果、出資金の返還請求権（払戻し債権）は可分であっても組合員・団体構成員としての地位は複数

の相続人のうちの一人が相続することになります。

4 ゴルフ会員権

ゴルフ会員権の本質は、ゴルフ場に対する預託金返還請求権なる債権ですが、これに付随して優先プレー権・施設利用権などがあります。後者は会員資格の問題です。供託金返還請求権は金銭債権ですから、相続の対象であり、相続人の共有に属します。被相続人の年会費や未払いのプレー代、ロッカーフィーは相続債務です。会員たる資格は別問題です。会員の死亡により会員資格を喪失するとして相続性が非定されると、市場価格での売却（転売）の可否も問題となります（非定説が有力）。そうすると、ゴルフ場に対する預託金の返還請求権のみとなります。会員資格に一定の条件を付しながらも相続性を認めていても、会員の資格は不可分ですから、当該ゴルフ場の規約に則った資格を有する相続人が単独で相続するしかありません。遺産（相続財産）分割において配慮（後出）が必要となります。

5 社債・国債

無記名式がほとんどです（国債はもともと無記名式のようなものです）。社債・国債はその性質から可分とは認められません（現在での有力説）。そのため、社債・国債の証券そのものは分割できないものとして、株式と同じように相続人全員に共同的に帰属し、相続人は法定相続分に応じた持分をもちます。

6 分割方法

遺産の分割がなされると相続開始のときに遡って権利を取得したとされます。共有が解消します。しかし、株式、社債・国債が当然には分割されませんので、共有関係をなくするような分割が必要です。ここに、遺産分割協議の困難と妙があります。調停による場合は家庭裁判所調停委員の腕のふるいどころです。最後は、全員がよかったとする分け方を実現されるのがよいと考えます。